

国立大学法人東京農工大学安全衛生委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 府中地区安全衛生委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 農学府 から選出された副部局長 1人</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 小金井地区安全衛生委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 工学府 から選出された副部局長 1人</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 府中地区安全衛生委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>農学研究院又は農学府</u> から選出された副部局長 1人</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 小金井地区安全衛生委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>工学研究院又は工学府</u> から選出された副部局長 1人</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	

附 則(平成29年4月1日細則第4号)
この細則は、平成29年4月1日から施行する。